

●科学と社会委員会運営要綱

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

(組織)

第1 科学と社会委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）、各部の3名（うち1名は役員とする。）の会員及び必要に応じて会員又は連携会員の中から選ばれる8名以内の委員をもって組織する。

(分科会)

第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成	備考
科学と社会企画分科会	1. 学術の未来像の社会との関係 2. 科学と社会委員会から検討を求められたことに係る審議に関する事	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び委員会の7名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	設置期間：令和2年11月26日～令和5年9月30日
政府・産業界・市民との連携強化分科会	1. 文部科学省等の省庁及び日本経済団体連合会等の産業界との懇談の企画及び実行に関する事 2. サイエンスカフェ、サイエンスアゴラ及びその他市民との対話に向けた企画の検討に関する事	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び各部の3名以内の会員並びに連携会員若干名	設置期間：令和2年11月26日～令和5年9月30日
年次報告検討分科会	年次報告書の執筆・編集に関する事	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び各部の1名の会員並びに連携会員若干名	設置期間：令和2年11月26日～令和5年9月30日

(庶務)

第3 委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、

委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年11月22日日本学術会議第29回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年4月26日日本学術会議第37回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年2月26日日本学術会議第72回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年10月28日日本学術会議第139回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日日本学術会議第190回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年1月29日日本学術会議第208回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年5月22日日本学術会議第213回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年6月19日日本学術会議第214回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日日本学術会議第223回幹事会決定）
この決定は、平成28年2月29日から施行する。ただし、第2の表科学力増進分科会の号の改正規定は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日日本学術会議第226回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年8月26日日本学術会議第233回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年4月28日日本学術会議第245回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年5月26日日本学術会議第246回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年10月30日日本学術会議第256回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日日本学術会議第258回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年2月22日日本学術会議第260回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年5月31日日本学術会議第264回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年8月22日日本学術会議第268回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年11月26日日本学術会議第304回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）
この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。